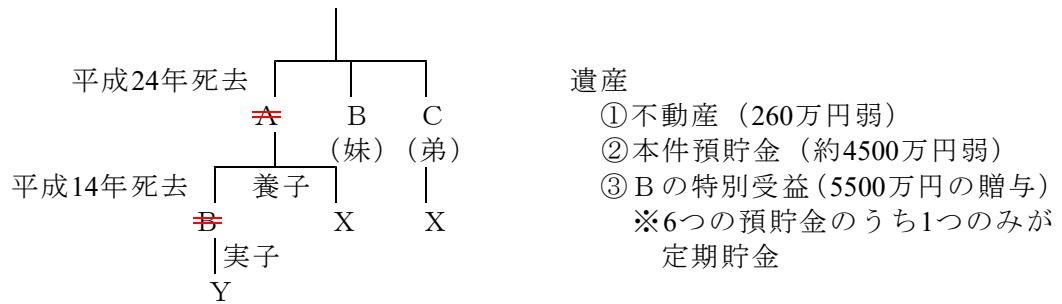


最大判平28年12月19日判決を読む・メモ

2017年1月4日 (松岡久和)



原審

- ・預貯金はX Yが分割取得。遺産分割対象外
- ・本件不動産はXが取得

←みなし相続財産は約5760万円、1/2の2880万円を超える特別受益者Bの代襲相続人Yには相続分はゼロなので(903条1項・2項)、①はXが全部取得。

☆メモ：預貯金債権が考慮されないので不均衡な遺産分割になり7750万円を相続する特別受益者(の代襲相続人Y)に著しく有利。Xは2510万円を受けるのみ。

判決は破棄差戻。判例(最一小判平16・4・20家月56巻10号48頁)を変更：相続分以上の預金払戻しを受けた者に対する不法行為による損害賠償債権または不当利得返還債権

判決理由

(1) 預貯金債権の現金類似性と遺産分割手続における調整機能

- ・「遺産分割の仕組みは、被相続人の権利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであることから、一般的には、遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましく、また、遺産分割手続を行う実務上の観点からは、現金のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在する」
- ・預貯金債権は現金に近い←預貯金契約は決済手段として広く利用され、預貯金債権は預金保険等によって支払が担保され、払戻手続が簡易で、その存否や額が争われることは少なく、細分化しても価値が低下しない。

⇒遺産分割手続において当事者の同意を得て分割対象とする実務の普及

(2) 相続人全員の合意なくして遺産分割対象とできるか

ア 普通預金・通常貯金債権の分割帰属は当事者の合理的意思に反する

- ・同一性を保持しながら常にその残額が変動する債権を生じる継続的取引契約。その性質は預金者が死亡しても異なるない。
- ・「上記各債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはない」。
- ・「相続開始時における各共同相続人の法定相続分相当額を算定することはできるが、預貯金契約が終了していない以上、その額は観念的なものにすぎない」
- ・当然分割後に入金額も分割されて追加合算される預貯金債権が成立すると考えるのは、複雑な計算を強い、「当事者の合意的意思にも反するとすらいえよう」。

イ 定期貯金債権の分割は契約の趣旨に反する

- ・定期貯金の分割払戻しの制限は、事務の迅速・画一的処理による定型化・簡素化目的であり、期間内払戻しをしないことと共に利率が高いこと的前提であり、契約の要素。
- ⇒分割は、事務の定型化・簡素化の趣旨に反する。分割されるとしても債権の単独行使はできないから、分割されると解する意義は乏しい。

ウ 各種預貯金債権の内容および性質から、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる」。

主要な最上級審判例

大連判大3・3・10民録20輯147頁：収用対価を全額受領した受任者に対する引渡債権

大判大9・12・22民録26輯2062頁：被保険者＝受取人である子の両親（内縁関係）の

保険金請求権

大判昭7・3・30裁判例6巻民92頁：貸金債権

大判昭14・3・24新聞4409号16頁：貸金債権

最一小判昭29・4・8民集8巻4号819頁：不法行為損害賠償訴訟中の共同相続

最一小判昭41・3・3判時443号32頁：共有山林の伐採による損害賠償債権

最一小判昭50・3・6民集29巻3号203頁：不動産売主の代金債権（423条転用事例）

最三小判昭51・9・7判時831号35頁：共有地不法占拠の賃料相当額損害賠償債権

最二小判昭52・9・19民集30巻2号110頁：全員同意による共有不動産の売却代金債権

最一小判昭54・2・22家月32巻1号149頁：全員同意による共有不動産の売却代金債権

最三小判平10・6・30民集52巻4号1225頁：預金債権（傍論。争点は金銭の扱い及び別訴一部請求と相殺の抗弁）

最一小判平16・4・20家月56巻10号48頁：相続分以上の預金払戻しを受けた者に対する不法行為による損害賠償債権または不当利得返還債権

最一小判平17・9・8民集59巻7号1931頁：賃貸物件につき相続後に生じた賃料債権

最一小判平21・1・22民集63巻1号228頁：預金債権（預金契約上の地位は分割されず、共同相続人の1人は保存行為として取引経過開示請求ができる）

最二小判平25・11・29民集67巻8号1736頁：全面的価格賠償による共有物分割判決から生じる価格賠償債権

最三小判平26・2・25民集68巻2号173頁：株式・投資信託受益権・国債は不分割

最二小判平26・12・12金判1458号16頁：被相続人の死後に同人の口座に入金された投資信託の収益分配金・元本償還金も不分割